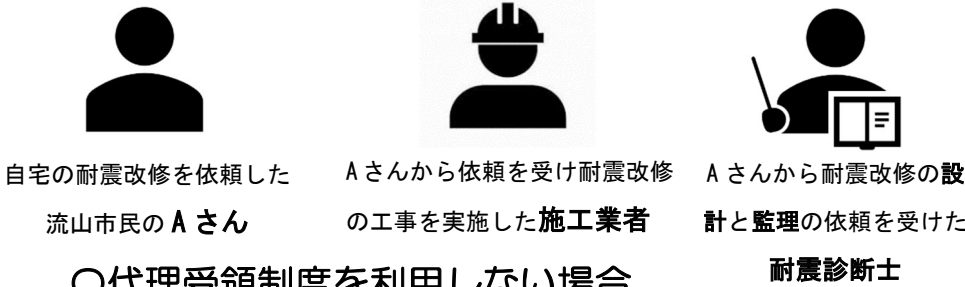


耐震診断・耐震改修・ブロック塀除却補助で利用できる 代理受領制度のご案内

費用支払い時の負担を軽減する制度です。

【耐震改修の場合の例】

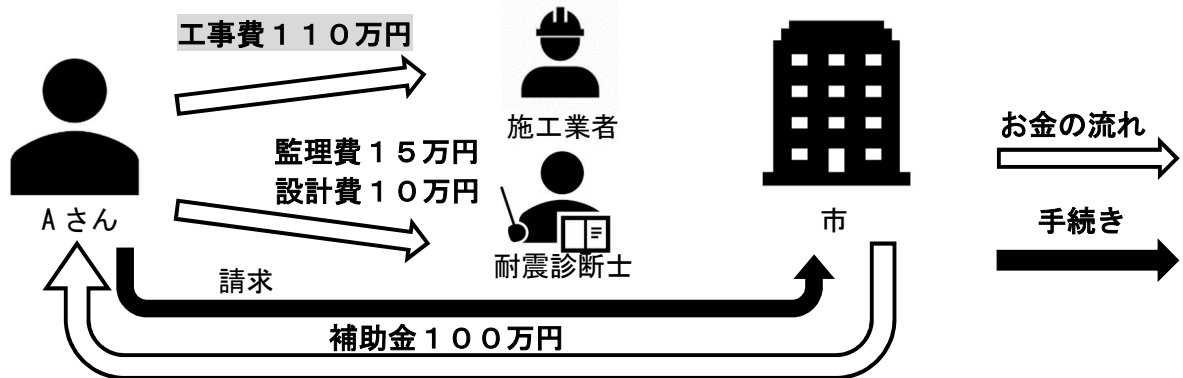


| | |
|-------------|-----------|
| 費用 | 工事費 110万円 |
| | 監理費 15万円 |
| | 設計費 10万円 |
| 補助金 | 100万円 |
| の交付決定が下りている | |

○代理受領制度を利用しない場合

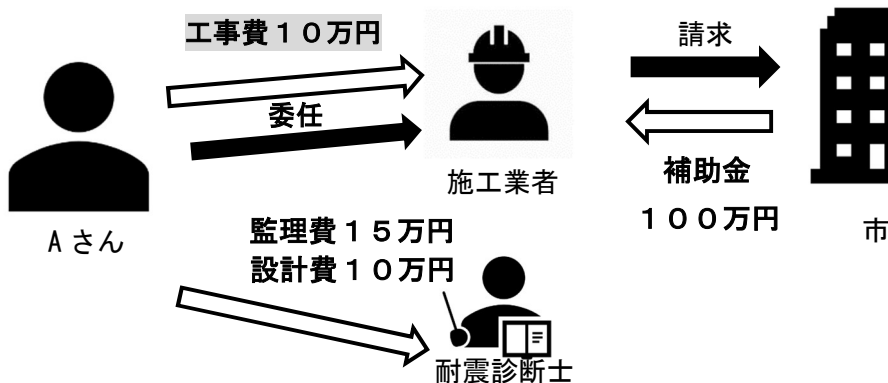
Aさんは、耐震改修工事後に、施工業者へ工事費110万円、耐震診断士へ監理費15万円と設計費10万円を支払います。

実績報告等の手続きを経て、約1か月後に、市から補助金100万円が支払われます。



○代理受領制度を利用する場合

Aさんは、耐震改修後に補助金の請求と受領を施工業者に委任します。Aさんは工事費110万円から、補助金額100万円を差し引いた10万円を施工業者へ、監理費15万円と設計費10万円を耐震診断士へ支払います。施工業者が、後日補助金の請求と受領を代理で行います。



メリット：
補助金分の一時建て
替えをせずに済む！
（例の場合、工事費
の支払い110万円
が、10万円で済む）

耐震改修補助金の場合の手続きの流れ

- ① 耐震改修補助金の交付申請をする
- ② 交付決定通知が自宅に届く
- ③ 施工業者、監理者、設計者と契約を交わす
- ④ 耐震改修工事の実施

～耐震改修工事が終わったら～（ここからが通常の手続きと異なるところです。）

- ⑤ 補助金の請求と受領を施工業者へ委任する。
- ⑥ 施工業者へ契約金額から補助金額を差し引いた額を支払い、補助金額を差し引いた額の領収書を受け取る。監理者及び設計者へは、全額支払い、領収書を受け取る。
- ⑦ 実績報告書を提出する
- ⑧ 交付確定通知が自宅に届く

～ここからは委任を受けた施工業者が行います～

- ⑨ 委任状とともに市へ請求書を提出する
- ⑩ 補助金が施工業者の指定口座に振り込まれる

実績報告書の添付書類

（申請者本人が提出）

1. 実績報告書（別記第5号様式）
2. 状況写真及び材料写真
3. 工事監理報告書
4. 耐震改修後の耐震診断結果報告書
5. 設計に係る契約書及び領収書の写し
6. 工事に係る契約書及び領収書の写し
7. 監理に係る契約書及び領収書の写し
8. 委任状の写し

提出前のチェックポイント

- 契約書の金額は、交付申請書に添付した見積書の金額と同じ額である。
- 委任状には、交付決定通知書に記載された補助金額と同じ額が記載されている。
- 領収書のコピーは、契約書の額から補助金額を差し引いた額となっている。

請求書の添付書類

（耐震診断士が提出）

1. 請求書（別記第7号様式）
2. 委任状の原本

提出前のチェックポイント

- 請求書の額は、交付決定通知書に記載のある補助金額と同じ額である。
- 請求者は、委任状に記載のある代理人（施工業者）と同一である。
- 指定口座は、代理人の口座となっている。
- 委任状は、実績報告時に提出した委任状の写しの原本である。

◆お問合せ

流山市役所 建築住宅課 電話：04-7150-6088